

新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う施設使用料の全額還付について

<現 状>

スポーツ課所管の前橋市民体育館等「前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例第2条第1項に規定するスポーツ施設」及び前橋総合運動公園等「前橋市公園条例第8条第1項別表第2の2に規定する有料公園施設」の使用料は事前納付が原則となっており、使用取消等に伴う使用料の還付については次のとおり条例で定められている。

○前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（一部抜粋）

（使用料の不還付）

第7条 納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

○前橋市公園条例（一部抜粋）

第15条 市長は、有料公園施設を利用する者の責に帰することのできない理由によってその利用をすることができなくなった場合その他市長において特に必要があると認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。

<対応案>

新型コロナウイルスの感染拡大防止措置として施設の利用を取り消す場合、既に使用料を支払っている利用者に対し、全額還付する

<理 由>

国の方針、県からの要請を受け、新型コロナウイルス感染防止への協力措置として施設使用の取消や変更をしているため。

<対象者>

令和2年2月27日から3月31日までの間に施設を利用する予定で、既に施設使用料を支払っており、新型コロナウイルス感染防止のため利用の取消や変更を行う者。

（対象期間は県の開催基準に準じる）